

議第128号

高島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

高島市長 福井正明

---

高島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 高島市職員の給与に関する条例（平成17年高島市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 高島市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

別表第3中

「

2級	(1) 主査の職務 (2) 困難な業務を行う主事の職務
3級	(1) 主任の職務 (2) 困難な業務を行う主査の職務 (3) 特に困難な業務を行う主事の職務

」を

「

2級	主査の職務
3級	主任の職務

」に

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。